

国際司法裁判所における訴えの提起およびその変更

李 祯 之

Les conclusions et leurs modifications dans la procédure de la Cour Internationale de Justice

Yoshiyuki LEE

はじめに

一 訴えの提起 — 請求特定の観点から —

- (一) 書面の記載事項
- (二) 請求訴状における「請求」
 - (1) 特定の義務性
 - (2) 請求の確定性
- (三) 小括

二 訴えの変更 — 申立ての追加的変更を中心に —

- (一) 追加的変更の態様
 - (1) 管轄権の基礎の追加
 - (2) 請求事項の追加
- (二) 追加的変更の要件
 - (1) 防御権の保障
 - (2) 紛争の変質禁止
- (三) 小括

おわりに

はじめに

国家は、具体的な紛争処理のために国際司法裁判所（以下、裁判所）を利用するか否かを選択できるし、かりにこれを利用するにしても裁判所がその審判対象とする範囲を画定しうる立場にある。とりわけ、同裁判所が導入した一方的提訴制度は、原告に審判対象をなす（訴訟上の）請求 (*petitum*) を画定することを認めており、請求に対して法的判断を下すこと（判決）により紛争を処理するという裁判の原理的仕組みに鑑みれば、原告による請求の定式化こそが一方的に提訴された事件に対する裁判所の紛争解決機能を決定付ける要素といえる。しかし、こうした請求がどのように形成され、それが紛争事実関係と如何なる関係を持つのかは十分に解明されてい るとはいえない。

本稿は、原告による請求の形成過程、および同過程に対する紛争事実関係の影響を明らかにすることをその目的とする。ここでの問題は、第一に、請求が何をもって、どの時点で、特定され確定するのかということであり、第二に、請求に対する紛争事実関係の影響、ひいては裁判所が、原

告の主張過程において、如何にして紛争事実関係を請求に関連づけているのかということである。

それでは以下、第一章では、訴え提起段階における請求の画定につき、裁判所の採る制度を確認する。そして、この分析を基礎として、主張過程における請求の変動可能性および原告による主張の規律基準を検討することにしたい（第二章）。

一 訴えの提起 — 請求特定の観点から —

日本法上、訴えは、裁判所に対し原告がその請求を提示して一定内容の判決を要求する要式の訴訟行為であり、訴えの提起によって判決手続が開始される。そして、訴えの内容である（訴訟上の）請求は、訴訟手続のはじめから、つまり訴状の提出時から明確に特定されていることが必要とされ、それは訴状に「請求の趣旨および原因」を記載することにより果たされる¹。ここで、「請求の趣旨」とは、判決を求める請求の範囲を明確にし、それについての判決を確定的に要求する主張であり、「請求の原因」とは、（訴訟上の）請求を特定の権利主張として構成するのに必要な事実である²。ただし、請求原因に当たる事実がすでに「請求の趣旨」の記載のなかに全て現れている場合（請求の趣旨だけで請求が特定できる場合）には請求原因の記載は不要とされており、請求の趣旨を補完するものと考えられている³。つまり、日本法においては、一定の権利主張（請求）の特定表示が訴えの開始時から必要とされる制度となっているのである⁴。

それでは、国際司法裁判所は、請求の画定につき、如何なる制度を採っているのであろうか。まず、訴訟法上求められる書面の記載事項を確認し、検討すべき問題を明らかにしておきたい。

（一）書面の記載事項

国際司法裁判所への一方的提訴の場合、訴訟手続は請求訴状（Application, Requête）の提出により開始され（規程40条），当該書面には、紛争主題（the subject of the dispute, l'objet du différend）および当事者を記載（indicate, indiquer）しなければならない（規程40条および規則38条1項）⁵。さらに、規則38条2項では、請求訴状に以下の事項も記載・特定（specify, indiquer）しなければならないと定められている。それらは、①管轄権の基礎、②「請求」（claim, demande）の正確な性質、③「請求」の基礎となる事実（facts, faits）および理由（grounds, moyens），である。続いて提出される申述書の記載事項は、規則49条1項により規定されており、それらは①関連事実の陳述、②法の陳述、③申立て（submissions, conclusions）である。

上記の記載事項から、請求訴状における紛争主題および「請求」，ならびに申述書における申立てが、請求の画定に關係しうるようと思われる。それでは、国際司法裁判所においても、日本法のように、訴訟開始書面である請求訴状における「請求」（「請求」の正確な性質ならびに「請求」の基礎となる事実および理由）により、（訴訟上の）請求が明確に特定されねばならないと解しうるのであろうか。また、請求訴状における紛争主題や申述書における申立ては、請求の画定につき、「請求」との関係でどのように位置づけられるのであろうか。ここで、「請求」，紛争主題および申立てが区別された記載事項であることは、規則の文言から明らかである。しかし、各用語が持つ意味内容およびそれら相互の関係は規則から詳らかではなく、この点を明らかにしない限り、上記問題に対して妥当な結論を下すことはできない。

まず第一に、請求訴状における紛争主題と「請求」の各々が意味する内容およびそれらの関係は如何に把握されるべきかという問題がある。この点につき、インターハンデル事件におけるバドバン判事の宣言が両者を区別した議論を展開している⁶。同判事は、46年規則32条2項[現行規則38条2項]における紛争主題と「請求」との区別を指摘し、後者は「紛争に関連して提示され

た特定の請求」であり、前者は「付属文書の検討により確認される」事実認定次元の問題であると考えている。こうした紛争主題と「請求」との区別は、学説上も一般に主張されてきたといえる⁷。セルニは、紛争主題とは、「実質的法関係[le rapport juridique substantial]」、つまり、「当事者間の見解の相違、係争、争いの存在に関する」ものであり、「請求」とは「より特定され、手続上厳格な事項」、原告が裁判所から得たい判決内容を示す「*le petitum*」であるという⁸。さらに、同問題を詳細に考察したアスラウィによれば、紛争主題が「事実としての係争状態[une situation litigieuse]」⁹であるのに対し、「請求」は一般に「請求内容[prétention]を提示する行為」であり¹⁰、請求訴状におけるそれは「請求事項の単なる指示」¹¹であるという。アビサーブも同様の立場を採り、紛争主題は「係争状態」であり、「請求」は「訴訟当事国の活動により目指される目的」であるとする¹²。以上の学説からは、紛争主題と「請求」とを概念上区別することは可能であり、その際、紛争主題は「(客観的) 事実としての係争状態」と、「請求」は紛争主題から引き出しうる「被告に対する特定の(主観的) 権利主張」¹³と把握することができる。この概念区分に従うと、紛争主題によって請求の客観的・事実上の限界は定められるが、法的には、紛争主題から原告が法的に引き出した「請求」により、請求は特定される必要があるようみえる。しかし、こうした概念上の理解に訴訟法上の効果が伴っていなければ、請求の画定が、制度上、要求されているとはいえない。つまり、ここでの問題は、訴訟法上、「請求」の特定ないし不特定は如何なる法的効果を伴うのかということにある。この検討により、請求が請求訴状段階における「請求」により特定されるのかを、訴訟要件の観点から明らかにしたいと考える。

そして第二点目として、紛争主題ないし「請求」と申立てとの区別は如何になされうるのか、ということも問わなければならない。ここで、申立てとは、判例によると「請求の明確かつ直接的な陳述」¹⁴であると解され、学説上、バドバンは、申立てを「訴訟当事者が自らの主張を介して事実や法の理由から引き出す結論であると同時に、場合によっては訴訟当事者が裁判所に宣言と判決を求める陳述」と定義する¹⁵。アスラウィも、申立ては、「推論から引き出される論理的結論あるいは立証されたと見なされる事実から引き出される法的に主張される結論」であり、「紛争から引き出されるかもしれない権利および義務を陳述」するものであるという¹⁶。国内法上、英米法における申立ての概念内容はやや広く解されており、攻撃方法・論拠(arguments)を含むものとされるのに対し、国際司法裁判所では厳格な(フランス法上の) 概念と一致していると指摘されている¹⁷。さらに、申立ては、「裁判所が審判を求められている事項の肯定的陳述[a positive statement]」でなければならず¹⁸、疑問形の申立ては適格性を欠くものとして却下される。裁判所(常設国際司法裁判所)は、上部シレジアにおけるドイツ人の利益に関する事件において、このことを確認している。本件において、原告ドイツは、第二申立てとして、(a) 上部シレジア窒素会社とバワリア窒素会社に対するポーランドの態度(徴収)は1922年ジュネーヴ条約第六条以下に適合せず、(b) 同諸条に適合するために上記二社に対してポーランドは如何なる態度をとるべきであったかを述べることを提示した。裁判所は、上記(b)に関し、「判決[une decision]」を求めていた点に勧告的意見との違いを確認しつつも、問い合わせの形式のままである申立てについては、判決を与えることができないとしたのであった¹⁹。学説上も、疑問形の申立ては、裁判所に法以外の考慮に基づく選択を迫り²⁰、裁判所に判決事項の定式化を要求するがゆえに²¹、その適格性に問題が生じると考えられている²²。以上より、申立てとは、請求事項の具体的かつ明確な提示のみを内包する、裁判所に対する陳述と理解される。

この定義によれば、申立てと紛争主題(先に述べたように、紛争主題は「事実としての係争状態」と理解される)との区別は、概念上は明らかであるように思われる。実際には申立ての形式で紛争主題が提示されることもあるため²³、記載形式の観点からは両者の区別が曖昧であるとい

われるかもしれない。しかし、規則上、申立ては請求訴状の記載事項ではないことから、同書面において“申立て”と呼称される主張は固有の意味での申立てと見なすことはできないと考える。

他方、申立てと請求訴状における「請求」との区別は、より困難である。なぜならば、両者共に権利主張である点において、実質上区別しえないからである。実際、フェラーの指摘するように、常設司法裁判所設立当初から、規則の文言は「請求の記載」のみに言及しているにもかかわらず、請求訴状で“申立て”が提出されてきた²⁴。さらに、ロゼンスは以下のように指摘している。

「申立ては、形式上、請求訴状においては要求されない。しかし、請求訴状は請求[the claim]あるいは救済[the relief sought]を記載しなければならず、その効果は正式な申立てと区別がつかない。判決や命令における申立ての説明において、裁判所は、それら嘆願や請願[prayers and petitions]を申立てと同一視している[強調引用者]²⁵。」

もし「請求」が訴訟法上の効果までも申立てと同じであるならば、請求（請求事項）は「請求」により請求訴状段階で特定され、確定するとみなされなければならないであろう。そのため、申立てとの比較において「請求」が持ちうる法的意味や機能を明らかにする必要がある。

以上より、提訴段階における請求画定の問題は、紛争主題と申立ての各々から区別される、請求訴状における「請求」の訴訟法上の位置と機能に関わると考える。

（二）請求訴状における「請求」

国際司法裁判所において、請求訴状と申述書とは別個の書面として峻別されている。このことは、訴訟法上、両者が異なる条文（請求訴状は規程40条および規則38条、申述書は規程43条および規則49条）に規定されていることから明らかである。加えて、起草過程においても両者の同一化は否定されていたのであった²⁶。この峻別を前提とするならば、各書面は、訴訟法上、別個の機能を担っているとみなければならないであろう。そして、請求訴状については、“訴権”的行使にこそ、その存在理由があるといわれる²⁷。つまり、請求訴状の提出による効果は、裁判所への訴訟係属（seisin, saisine）²⁸の発生であり、それが付随的ないし固有の管轄権の行使を可能にすると考えられるのである²⁹。その際、請求訴状の受理要件は、規程により求められる「紛争主題」および「当事者」の記載のみとされており、「請求内容[prétention]の記載は要件ではなく」く³⁰、「実際的意味での請求[demande]は不要である」といわれる³¹。

しかし、請求訴状の内容は請求の画定には関係しえないのであろうか。つまり、「請求」は、訴えの本質的な要素ではなく、法的な意味を持ち得ないのであろうか。以下、請求訴状における「請求」記載・特定の訴訟法上の意味および「請求」の持つ手続上の機能を分析することで、提訴段階において請求が画定されているのかを考察していく。

（1）特定の義務性

まず、請求訴状における「請求」の特定が義務であるのかどうか、という観点から問題に接近してみたい。換言すれば、「請求」の不特定、つまりは請求訴状の形式的不備が、請求訴状の受理不能を導くのかどうかという問題である。もしこの問題に対する答えが肯定的であるならば、請求訴状は、訴訟係属の発生のみならず、同書面中の「請求」を通じて請求を画定する機能をも担っていると解さねばならないであろう。

ちなみに、規則38条1項の要件（紛争主題および当事者の記載）は規程40条の要件と同一であり、これが義務であることは、学説上、一般に認められている³²。したがって、同要件の不遵守

は、請求訴状を無効とすると解される³³。つまり、理論上、紛争主題の未記載は受理不能を導きうる。

他方、規則38条2項の要件が義務かどうかについて、学説は必ずしも一致しない³⁴。確かに、一般に、規則の要件は勧告的効果しか持たないと考えられている³⁵。しかし、以下の二点より、請求訴状における「請求」の特定が“義務的”であると考えることは必ずしも否定されないようと思われる。

まず第一に、「可能な限り[as far as possible, autant que possible]」という文言の対象範囲を如何に考えるかという問題がある。同文言は、「請求」の記載・特定が義務であることを否定する際の根拠とされており³⁶、裁判所も北部カメルーン事件において、以下のように述べてこのことを確認した。

「裁判所は、その規程40条により、裁判所に提起される紛争の主題は示されていなければならない[shall be indicated]が、[1946年規則]規則32条2項は、原告が『可能な限り』一定のことをするように要求している点に注目する。この言葉は、裁判所の管轄権を基礎づける規定を明示することだけではなく、請求の正確な性質を述べ、かつ請求の基礎となる事実および理由を簡潔に述べることにも当てはまる[強調引用者]」³⁷。

しかし、78年規則に至って、当該文言の位置が変化したことには注意しなければならないであろう。この変化により、構文上は、「可能な限り」という文言が、管轄権の基礎にのみかかると読むことは不可能ではない。こうした変化に対し、「可能な限り」という文言は、「請求」にもかかるという立場を維持する学説もある³⁸。他方、この点に対し、より慎重な立場を採る学説もあり、例えば、ギヨマールは、「1978年規則38条は重大な変更をもたらした。その要件は36年規則[35条2項]と異なっていないが、その定式化がより詳細かつ明確になるよう見直されたことは明らかである。」と述べる³⁹。さらに、「請求」が義務的記載事項ではないとするに伴う不便さ（訴訟の不明確性や訴訟参加しうる第三国への情報が不十分となること）を指摘しつつ、請求訴状における「請求」の記載・特定を「義務的ではあるが、請求を確定するものではない記載事項」として構成する可能性を示唆する説もある⁴⁰。

判例上も、請求訴状における「請求」の記載・特定につき、「可能な限り」という文言を排除する傾向が明らかであるように思われる。国境の武力行動（ニカラグア対ホンジュラス）事件において、裁判所は「規則上、請求訴状は、『請求の正確な性質』および『請求の基礎となる事実および理由』を特定しなければならない（規則38条2項）」⁴¹、とのみ述べており、「可能な限り」という文言に関する言及はなかった。さらに、ナウル憲鉱地事件では、同問題に関して、裁判所は以下のように述べた。

「規則38条2項は、請求訴状には『請求の正確な性質』が特定されるべきことを要求している。〔規程40条1項を含む〕これら規定は、法的安定性とよき司法運営の観点からみれば、常設国際司法裁判所規程および同裁判所1922年規則から実質的に規定されていたほど必須のもの[essentielles, essential]である」⁴²。

同事例において、裁判所は「法的安定性とよき司法運営」に言及することにより「請求」の記載・特定の必要性を強調しているのである。こうした近年の傾向に鑑みれば、規則の文言（「可能な限り」）は、「請求」特定の義務性を否定する決定的証拠とはならないようと思われる。

また二点目として、請求訴状の不備（「請求」の不特定）が持つ訴訟法上の特殊性が指摘される。この点をアビサーブは、「書面の形式的不備は、たいていの場合、当事国の権利に影響を与えることなしに補正できる」⁴³と指摘し、ド・ヴィシェールも、同問題に対する「裁判所の柔軟な立場が、被告の立場を害することにはならないだろう」⁴⁴と述べる。こうした「当事国の権利に影響を与えない事項」は、裁判所の機構や内部運営に関わる「手続事項」と理解することが可能であり⁴⁵、理論上、手続事項にかかる規則の違反については、その帰結を裁判所が自由に決定できると考えられる⁴⁶。つまり、「請求」の不特定のような請求訴状の不備は、被告の利益を害さないため、裁判所が自らの裁量において処理しうるのである。

以上二点より、理論上、「請求」の特定は、規則上の“義務”，より正確にはその不遵守（請求の不特定）が何らかの手続上の帰結を導く（ないし原告に不利益を課す）ものと解することは可能と考える。そこで問題は、その“義務”違反の帰結、つまり「請求」不特定がいかなる法的効果を導くかということになる。この点、請求訴状の無効により受理不能に帰結するとは考えられていないように思われる。このことは、以下の理由により説明されうるであろう。

まず、実際上、手続中で原告国に書面の補正機会を与えることにより、裁判所は不受理を回避しているといえる。裁判所のこうした対応は、モロッコ燐酸塩事件において明らかである。同事例において、被告フランスは原告イタリアが「請求」の性質を明確に陳述していないことを理由とした先決的抗弁を提出した⁴⁷。これに対し裁判所は、「書面手続および口頭手続中に提供された説明が、イタリア政府の請求訴状に含まれていた請求の主題を十分に明らかにした」と認める。⁴⁸と認定したのであった。この点に関しては、学説も、請求の不特定は手続中で治癒されると主張されている⁴⁹。ただし、手続中の治癒を認める場合、請求訴状の受理可能性の決定的期日につき、理論上の難点が指摘されるであろう。なぜならば、原則として、「請求訴状の受理可能性決定の決定的期日は提訴日」である、とされるからである⁵⁰。しかし、この難点は、「請求」特定の問題をこの原則の例外と構成することにより解決されると考える。この考えは、カムラン対ナイジェリア事件（先決的抗弁段階）における裁判所の判断により首肯されよう。同事例において、被告ナイジェリアは、「請求が基礎とする事実の簡潔な記載」が不十分であるという抗弁（第六抗弁）を提出していた。これに対し、裁判所は、「請求訴状の受理可能性決定の決定的期日は請求訴状の提出日である」という先例の適用を否定する際、「これら判決は、請求訴状の内容 (*le contenu, the content*) には言及していない[強調引用者]」⁵¹と述べて、同原則の例外であることを認めたのである。こうした例外の設定は、「請求」特定の問題が、請求訴状の記載事項という、いわば「形式の問題」であることからも認められうると考えられる。国際司法裁判所は、「形式上の問題に、その問題が国内法において有しうると同一程度の重きをおかなくともよ」く⁵²、「単なる形式上の不備によって裁判所が害されることはない」のである⁵³。したがって、「請求」の特定にかかる請求訴状の受理可能性決定は、提訴日ではなく、裁判所の判断時が決定的期日であり⁵⁴、当事者による請求訴状の補正を許容する裁判所の対応に法的問題はない。結局、「請求」の不特定により導かれる訴訟法上の帰結は、請求訴状の不受理ではなく、せいぜい文書の再提出である、と考えるのが妥当であるようと思われる⁵⁵。そして、当事者により再提出された手続書面ないしは弁論から、裁判所が書面の不備を補うために必要な要素を引き出しうると解される。つまり、手続中の補正可能性からは、請求特定が裁判所の釈明および認定に服すことも示唆されるのである。

加えて、裁判所が要求する請求の特定程度は必ずしも高い水準であるとはいえない。判例において、北部カムランでは、「原告は[1946年]規則32条2項[現行規則38条2]の規定に十分従っており、それゆえ、その不遵守に基づく先決的抗弁には根拠がない。」⁵⁶とされ、ニカラグア対ホ

ンジュラス事件でも、「裁判所はニカラグアの本件訴状はこれらの要件を満たしていると考える」⁵⁷、と判断された。つまり、「請求」の曖昧性・不特定性の抗弁に対して、裁判所は当該要件を満たしている（特定は十分になされている）、として同抗弁を棄却しているのである。

以上、「請求」の特定につき、手続中の補正が可能とされること、および特定の程度も必ずしも高水準で求められてはいないことから、「請求」の不特定をもって請求訴状が不適式として却下される（受理不能とされる）とは考えられないと結論づけられよう。アビサーブが指摘したように、裁判所は「書面の形式的不備に向けられた抗弁を決して認めてこなかった」⁵⁸のであり、このことは現在も妥当している⁵⁹。つまり、請求訴状の受理要件の観点からは、紛争主題は必要的（義務的）記載事項であるのに対し、「請求」は任意的記載事項と位置づけられるのである。このことは、国際司法裁判所における訴訟が、請求（権利主張）ではなく、紛争（事実）の提示により開始されるということを意味する。ただし、「請求」の特定を規則上の“義務”と解することは可能であり、その場合、文書の再提出等の補正措置がその効果と考えられる。こうした理論構成の狙いは、訴訟開始時から請求を明確化させることによって訴訟手続の安定と裁判所の便宜を図ることに求められるのであり、請求が原告の提示する「請求」によって一定程度画定されうることは前提されているといえる。この点に「請求訴状の訴答書面化」がみられ、判例もこの方向性を示唆しているものと評価できる。

（2）請求の確定性

上記（1）の考察から、国際司法裁判所では、請求訴状における「請求」により請求を明確に特定することが必ずしも訴訟開始要件とはされていないとはいえ、その記載・特定は“義務”と理解される傾向にあるということがわかった。それでは、「請求」による請求の画定は、申立てによるそれと同じ効果を持つとみなしうるのであろうか。換言すれば、請求訴状中の「請求」が手続上果たしうる機能は何か、ということがここでの問題である。

まず、請求訴状での「請求」は、判決事項⁶⁰を拘束しうると考えられるのであろうか。この点、申立ては、判決主文の適切な文言に関する当事者の提言を裁判所に示すことをその機能としており⁶¹、それが裁判所を拘束することは一般に認められている⁶²。他方、請求訴状中の「請求」については、1920年法律家諮問委員会見解によれば、「“申立て”は、請求訴状中ではまだ確定的な形式 (*leur forme définitive*) を採らなくてもよく、請求訴状は係争を明確にし訴訟を開始させるのに十分な一般的指示の記載のみをしなければならない[強調引用者]」⁶³とされており、起草過程からその確定性は否定的に解される。加えて、判例においても、一方的提訴の場合⁶⁴、判決事項の拘束に関しては、請求訴状中の「請求」ではなく、常に申立てが参照してきた。このことは、常設国際司法裁判所がエルサレム特許事件において、「ギリシア政府は、その申述書において、請求書中の申立てを修正したから、裁判所は、相手当事者がその抗弁を基礎付けることができた最終文書の申立てである、この申述書の申立てを審査の基礎として、採用する。」⁶⁵と述べ、国際司法裁判所も、インド領通行権事件において、「ポルトガルは原告であるから、裁判所が裁判すべき請求項目は、同国の申立ての中に求められるべきである。」⁶⁶と述べたことから明らかである。さらに、漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）において、裁判所は、「請求」の正確な性質に不明確性や不一致のある場合、裁判所が原告の「請求」に拘束されるとみなし得ないと判断している⁶⁷。

以上より、請求訴状中の「請求」が裁判所の判決事項を拘束する程度に確定的である必要はなく、手続上も、「請求」が申立て抜きで判決事項を拘束することはないといえる。つまり、「請求」と申立ては訴訟行為としては異なるのである⁶⁸。申立てが特定の請求について裁判所に対しその

認容判決を求める訴訟行為として判決事項を拘束する効果を持つのに対して、「請求」は請求の提示ではあっても訴訟行為ではない。「請求は、請求事項の単なる指示であり、真の申立てではない〔強調引用者〕」⁶⁹といわれるのは、この意味においてである。

ただし、請求訴状中の「請求」は、後の手続において裁判所により一定程度考慮されうるのであり⁷⁰、「請求」が申述書の申立てを規律すると考えることは可能である。こうした考えは、プレス公事件における常設司法裁判所の以下の指摘にその萌芽を見てとることができよう。

「[ジュネーヴ条約第72条3項の意味における]意見の相違が存在するかを決定するためには、何が紛争の主題かを決定する必要がある。規程40条によれば、請求訴状こそが紛争の主題を指定するのであり、申述書は、請求訴状の用語を明らかにすることはあっても請求訴状中の請求の限界を超えてはならない〔強調引用者〕」⁷¹。

この裁判所の言及では、「請求」と紛争主題との区別が明確に意識されているわけではなかったが、国際司法裁判所はナウル燐鉱事件において、形式面と実質面から、「請求」に申立てを規律する効果を認めたと評価できる⁷²。本件において裁判所は、ナウルの申述書で提示されたイギリス燐コミッショナーの海外資産に関する請求は、形式的観点から請求訴状で提示された「請求」との関係で新請求であり⁷³、実質的観点からも原請求に包含されないと判断したのである⁷⁴。とりわけ、実質面における「請求」の関連性認定は、請求解釈権者が裁判所であることを明らかにしているといえよう。ここに、「請求」が、申立てを規律する決定的な基準として利用されていることがみてとれる。

この審査手法は、手続過程に内在するものともいえる。なぜなら、後の手続段階は、裁判所が判断する直前の申立てを基礎とするからである⁷⁵。そして、申述書に先立つ書面は請求訴状に他ならず、申述書の申立ては請求訴状から影響を受けざるを得ない。この点、ロゼンヌは、「申立ては、もとの紛争主題と異なってはならないとはいっても、原請求とは異なっていても、裁判所により決定されるべき争点[issues]の定義が同じであれば、当事者間での管轄権には問題がない」と指摘し⁷⁶、請求訴状における「請求」とは区別される「争点」に申立てを規律する機能を認める。確かに、原「請求」を字句表現まで含むものとして厳格に解し、変更をその字句の修正という程度にまで広げるならば、理解できる主張である。しかし、問題は、ここでいう「争点」がどのように把握されうるのかということにあり、実質上、「請求」が「争点」を内包せざるをえないため、両者を区別することは困難であるといわねばならない。したがって、請求訴状の「請求」は、実質的には申立てを評価するに際して裁判所により考慮されうるという意味で、後の手続との関係においては、訴訟対象をなす請求を相対的に確定しているといふ。

以上より、訴訟法上、請求訴状中の「請求」は訴訟行為を構成するものではなく、判決事項を拘束しえないという点で、申立てとは異なる。しかし、請求（請求事項）を含むという意味では、「請求」と申立ては区別できず、实际上、「請求」が後の手続における申立てを規律する基準として裁判所により考慮される余地はある。つまり、「請求」は、請求の漸進的具体化の出発点となるのであり、ここに事実上の機能領域を見いだすことができる。

（三）小 括

請求訴状における「請求」は、まず、その特定が規則上の“義務”として一定程度達成される必要があり、手続上、申述書等における後の申立てに影響を与えうる。他方、「請求」は申述書における申立てによって明確化されることを前提としており、「請求」のみでは請求の画定を確定

的にはなしえない。つまり、「請求」は「紛争主題を具体化した暫定的な権利主張」であり、請求 (*petitum*) を“一応” (*prima facie*) 画定しうるものといえる。

「請求」が持つこうした性格の微妙さ（特定の必要性と暫定性）は、イラン機撃墜事件における裁判所の判断にも垣間見られる⁷⁷。本件において、裁判所は、従来の慣行を離れ、申述書提出前でも先決的抗弁が提出できることを手続上認めたのであった⁷⁸。この認定は、理論上、請求訴状において訴訟対象をなす請求が「請求」により画定されていることを前提にしているとみなければならぬ。「申述書提出前における先決的抗弁の提出を認めてこなかったのは、裁判所にとって請求主題を知った上でそれを判断するためであった」という指摘もこのことを裏側から例証しているように思われる⁷⁹。他方、裁判所は、上記認定と同時に「申述書の申立てにより請求の性質を知らされる」被告の権限にも言及しており、申述書における申立てにより請求の画定が達成される、少なくとも、それにより請求訴状の「請求」が補完されるということをも前提としているように思われる⁸⁰。

二 訴えの変更 — 申立ての追加的変更を中心に —

前章の考察から、国際司法裁判所においては、請求 (*petitum*) が請求訴状における「請求」により、一定程度特定される必要があるとはいえ、その段階で法的に確定・固定されるわけではないとわかった。裁判所を法的に拘束しうる請求は、申述書における申立てによって初めて正式に提示されるのである⁸¹。ただし、実行上、その後の手続中にも一連の申立てによって請求が明確化・具体化されることは許されており、申立てを修正ないし変更することも、口頭弁論終結時（つまり最終申立て提示時）まで可能であると考えられている⁸²。

他方、原告は、申立ての変更を自由になしうるわけではない⁸³。なぜなら、無制限に変更を認めると、被告に困惑と防御の困難を強いることになるのみならず、今までの審理が全く無駄になるおそれが生じるからである。そのため、不意打ちの防止や審理の有効性確保のために、「訴訟（ないしは紛争）の不变性原則」⁸⁴といいうる制約が要請されざるをえない⁸⁵のである。そこに請求訴状における「請求」が事実上の機能領域を持つ余地が生じるとも考えられる。したがって、「請求の明確化・具体化として許容される申立ての修正・変更」と「新請求を構成する申立ての変更」とは、区別されねばならない⁸⁶。つまり、ここでの問題は、手続進行中における請求の変動が、国際司法裁判所において如何なる範囲で認められうるのか⁸⁷、そして、裁判所による規律基準はどこに求められるかということにある。

申立ての変更は、先ずその態様により、「撤回」と「追加」とに大別される⁸⁸。ただし、申立ての撤回については、問題は少ない⁸⁹。事実、申立ての撤回が大きな争点となった事例はない⁹⁰。結局、撤回は、訴えの取下げに類するものであり⁹¹、判決事項の減縮のみに関わるといえる。他方、「追加」は、基本的に「旧主張ないし請求を維持しつつ、新主張ないし請求を加える場合」であり、判決事項の拡張に関わる。そのため、追加的変更は、訴訟対象を変化させる可能性を内在し、「訴訟の不变性」とも正面から抵触しうる。したがって、本稿の関心からは、追加的変更のみを検討すれば十分であろう。

（一）追加的変更の態様

国際司法裁判所において、請求訴状提出後の手続進行中に追加的に主張される内容としては、管轄権の基礎と請求事項とがある。申立ての修正・変更の文脈において、両者（管轄権の基礎および請求事項）は、従来、区別されずに論じられてきた。しかし、管轄権の基礎の追加は、固有

の意味での「訴えの変更」とはいえない。なぜなら、管轄権の基礎の追加のみでは、請求主題の減縮・拡張がそこから直接に帰結するわけではないからである。ただし、こうした追加が管轄権に関する限りにおいて裁判所の判断対象に影響を与えることは否定できず、かつ判決事項の同一性にも影響を与えるかもしれないことから、本稿では「管轄権の基礎の追加」も、一応、追加的変更の一態様とし、請求事項の追加とは区別して取り扱うこととする。

(1) 管轄権の基礎の追加

原告は、同一請求に対し複数の管轄権の基礎を主張することが可能である。そもそもこうした主張は提訴時（請求訴状提出時）においてもなされうるのであり、「管轄権の基礎の複合的存在」とも呼ばれている⁹¹。しかし、ここでの問題は、複数の管轄権の基礎を主張すること自体ではなく、そうした主張が手続進行中になされたと解される場合の受理可能性に関してである。

同問題に関し、国際司法裁判所における先例としては、まずノルウェー公債事件が挙げられる。本件において、原告フランスは、選択条項受諾宣言に加え、手続中で1904年のフランス・ノルウェー仲裁裁判条約および1928年9月26日のジュネーヴ一般議定書を援用した。これに対し、裁判所は、「[書面および口頭手続での上記管轄権の基礎への言及は、]フランス政府の請求が、管轄権の問題に関する限り、上記条約および議定書に基づいていたことを証明するのに十分と見なすことはできない。フランス政府がその基礎に立って手続を進めようとしたのであれば、そのことをはっきりと宣言したであろう」と述べ、フランス政府の援用意思が不十分であることを理由に管轄権の基礎の追加的主張を却下したのであった。

上記事例にも言及したニカラグア事件においては、管轄権の基礎の追加的変更に関し、より原理的な考察を行っている。本件において、原告ニカラグアは、請求訴状においては選択条項のみを主張していたが、同条項に対する被告米国の（多数国間条約に関する）留保を考慮し、1956年友好通商航海条約を管轄権の補完的基礎として申述書において援用した。同主張に対し裁判所は、「請求訴状に1956年条約が管轄権の追加的基礎として挙げられていなかったこと自体は、申述書における同条約への依拠を禁止しない」のであり、「管轄権の追加的基礎は、後に裁判所に留意されうる」と述べて、手続中に管轄権の追加的基礎を主張することを認めたのである⁹²。

ニカラグア事件における上記原則は、ジェノサイド条約適用事件において、管轄権の追加的基礎に関する裁判所の最終的認定権をより明確にした形で確認されたといえる。本件の仮保全措置第二申請において、原告ボスニア＝ヘルツェゴビナが請求訴状に記載した「修正権の留保」⁹³に依拠して管轄権の基礎を追加したことに対し、裁判所は以下のように述べて、同留保の効果を否定し、管轄権基礎追加の有効性は裁判所の認定に服すことを確認したのである。

「原告は、単に請求訴状を改訂・補足・修正する権利を留保することによって、請求訴状に言及されていない管轄権の追加的基礎を援用する権利を自らに与えることはできないのであり、必要であれば、そうした請求の有効性は手続の適切な段階において裁判所が決定するであろう」⁹⁴。

そして、先決的抗弁においては、管轄権の追加的基礎に関する主張それ自体に対して被告の異議もなかったこともあり⁹⁵、手続上、同主張は許容されたが、上記原則に基づくと見られる裁判所の認定権行使により、各文書内容を判断した上で管轄権は否定されたのであった⁹⁶。

以上の諸事例から、援用の意思が明確でありさえすれば、管轄権の基礎を追加する主張が存在するのであり、その場合は、同主張が手続上の理由で却下されることはないように思われる。ただし、同主張の受理は裁判所の認定に服すため、管轄権の基礎の追加が棄却される可能性はある⁹⁷。

（2）請求事項の追加

請求事項の追加は、審判対象の同一性の範囲に変更を加えるという固有の意味での「訴えの変更」を構成する。したがって、請求事項が「追加」されたとみなすためには、請求訴状中の「請求」に実質的に包含されていない請求事項（新請求）でなければならない。なぜならば、“追加”される請求事項が請求訴状中の「請求」に包含されていると見なされるならば、請求は客観的に前後同一のままであり、請求事項の追加的変更はないと考えられるからである（いわゆる「潜在的請求[demandes virtuelles]理論」）。

こうした「請求」の拡大的解釈は、ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の利益事件において早くも見られる。本件において常設国際司法裁判所は、「請求訴状中の“申立て”的實質に影響を与えない“新たな”申立てであれば、との用語を置き換え、それが主たる申立てになる」と指摘し、「いわゆる補助的申立てが、請求訴状中の“申立て”〔「請求」〕と実質的に同じかどうか[括弧内筆者補足]」を検討したのであった⁹⁸。

そして、国際司法裁判所も、ナウル燐鉱事件におけるイギリス燐鉱業コミッショナーの海外資産に対する請求に関し、請求の受理に関する判断の前半部分にて同様の審査方法を採用している⁹⁹。裁判所は、形式面から同請求が請求訴状中に提示された「請求」との関係で新請求であると判断した後、実質的に同請求が原請求（請求訴状中の「請求」）に含まれていたと考えられるかを考察したのであった。実質面の判断に際し、裁判所は申述書でなされた請求と“請求訴状の一般的文脈”との連結は必ずしも否定しなかったが、当該請求が請求訴状に潜在する請求であると見なすためには「一般的な性質の関連性では十分でない」と述べ、関連性の判断基準として二つの先例を援用している¹⁰⁰。

その一つはプレア・ビヘア寺院事件である¹⁰¹。本件において、原告カンボジアは、プレア・ビヘア寺院に対する自国の主権の確認および被告タイの軍隊の撤退を求めて提訴し¹⁰²、口頭手続中に同寺院から被告が持ち去った古美術品の返還請求を追加した¹⁰³。他方、被告タイは、同請求は請求訴状および書面手続において原告が提出した請求の拡張であり、裁判所はこれを審査するよう求められないとして、同請求の受理可能性を争ったのであった¹⁰⁴。これに対し裁判所は、同返還請求は、「主権の請求それ自体に默示的に含まれる[implicit in]」ないしはそれから帰結する[consequential on]」請求であると判示し¹⁰⁵、被告側に返還義務があることを確認したのである¹⁰⁶。ここで裁判所は日本法で言う「所有権に基づく返還請求権（いわゆる物権的請求権）」に類した法理を採用しているといえる。つまり、口頭手続中に主張された請求でも、それが原請求において主張された権利（本件の場合は主権）の一効力であるゆえ、原請求に潜在していたものと見なされたのである。そして、その際の基準（默示性基準）は、権利主張の次元で関連性が認められるという意味で「請求」内在的な基準であるといえ¹⁰⁷、原請求の拡張とは区別されるのである¹⁰⁸。

また、漁業管轄権事件（西ドイツ対アイスランド）も関連性の認定基準を示す先例として依拠されている。本件において裁判所は、以下のように述べて追加的に主張された請求（武力の威嚇または行使に伴う損害賠償請求）を受理したのであった。

「[アイスランド沿岸警備艇によるドイツ漁船への干渉および武力行使の問題は]、当事国間の争いの一部をなし、アイスランドの漁業管轄権の拡張に関する紛争を構成する。当該申立ては、請求訴状の提出後に生じた事実を基礎としているが、請求訴状の主題をなす問題から直接に発生している[arising directly out of the question which is the subject-matter of the Application][強調引用者]」¹⁰⁹。

ここで裁判所により使用された基準（直接性基準）は、上記「默示性基準」よりも関連性の判断基準として緩やかであるといえよう。なぜならば、多数意見の言う「請求訴状の主題をなす問題」は、請求訴状における「請求」のみならず、紛争主題をも含む概念であるように思われ、原請求と“新請求”とは「紛争」を媒介して関連性を持っていると考えられるからである。このことは、ラグラン事件における本件の援用の仕方からも伺われる。同事例において、裁判所は、第三申立（仮保全措置違反）に関して、「第三申立は、裁判所がすでに管轄権を持っている領事関係条約選択議定書第一条の範囲内の紛争から直接に生じる[arise directly out of the dispute]争点に關係している。[強調引用者]」と述べているのである¹¹⁰。後述するように同定式は、紛争の変質禁止を論ずる際にも援用されてもおり、「請求」のみが唯一の基準として機能している訳ではないことを示唆する¹¹¹。したがって、漁業管轄権事件における直接性基準は、必ずしも「請求」内在的基準とはいえないよう思われる。

以上、実際の適用例において、関連性の判断基準につき理論上の不明確性があるとはいえ、潜在的請求の理論により、請求事項の追加的変更は、請求訴状中の「請求」には実質的に包含されていなかった「新請求」が存在する場合にのみ観念されうるといえる。

（二）追加的変更の要件

上記二態様に該当する申立ての追加的変更は、実行上、防御権の保障および紛争の変質禁止という二要件によって規律されて来たように思われる¹¹²。それでは以下、それぞれの要件が判例上形成されてきたことを確認し、それらが如何なる考慮を基礎としているのかを明らかにしたい¹¹³。

（1）防御権の保障

本要件は、手続上の大原則である「当事者の平等」から演繹され、「不意打ちの禁止」をその主な趣旨としていると解される¹¹⁴。そして、本稿に言う防御権の保障とは、まずは他方当事国の申立てに対する意見陳述の機会が与えられていたか否かの問題であるといえる。

申立ての変更につき、こうした要件が課されることは、常設国際司法裁判所の初期の判例から明らかである。早くも中国とベルギーの条約廃棄事件において、答弁書提出前の申立ての変更は裁判所の決定により可能であると述べられ¹¹⁵、マヴロマチスのエルサレム特許の改訂事件（管轄権）では、「被告が抗弁の基礎とした文書中[申述書]の申立てを検討の基礎とする」とされた¹¹⁶。これらの事例は、被告国に意見陳述の機会が保障されている限り、申立ての変更が許容されうることを前提にしているように思われる。そして、ホルジョウ工場事件において、裁判所は意見陳述機会の保障が申立て変更の要件であることを明確に確認するに至ったといえる。ホルジョウ工場（賠償請求）において、原告ドイツが、その本案に関する申述書中で請求訴状における“申立て”（「請求」）を修正する申立てをなしたことに対し¹¹⁷、裁判所は、その管轄権段階で「同修正は、書面手続の最初の書面で一つまり、規則38条により、被告がまだ先決的抗弁を提出する完全な自由を保有しているときに一なされたため、いかなる抗弁もその修正に対しては提出できない」¹¹⁸と述べ、さらに本案段階においては「確立した先例」として、「他方当事者が修正された申立てについて常に意見陳述の機会を持たねばならないということのみを要件として、申述書および答弁書においてのみならず、書面手続中のその後の書面および口頭手続中になされた宣言においても、当事者が自らの原請求を修正することを認め」たのである¹¹⁹。

以上より、「他方当事国に意見陳述の機会が与えられていれば、申立ての変更は可能である」という原則が、常設国際司法裁判所期には確立していたものと考えられる¹²⁰。ただし、「きわめて形式的な小さな変更の場合には、相當に遅い手続段階での変更であっても、意見陳述の機会を

与えることによって足りるであろうが、実質的な内容の変更あるいは請求事項の場合には、それでは十分ではないことがありうる」¹²¹との指摘もあり、防御権保障の内容が意見陳述の機会に尽きるのかは検討を要しよう¹²²。さらに、国際司法裁判所では防御権の保障を独立した要件として明示に言及した事例はみられない¹²³。確かに、それは同要件が関係しうる事例がなかったからといえるかもしれないが¹²⁴、裁判所は同要件の充足のみをもって申立ての変更を受理するわけではないようにも思われる。したがって、原則は「少なくとも他方当事国に意見陳述の機会が与えられないならば、申立ての変更は許されない」と理解されるべきであろう。

(2) 紛争の変質禁止

本要件も被告保護をその目的としていることは否定できないとはいえ¹²⁵、申立て変更の内容に限界を画するという点で上述の要件（防御権の保障）とは異なる。つまり、紛争の変質を招く申立ての変更是、従来の「審理の有効性」、さらには「管轄権の基礎」や「第三国の訴訟参加」に影響を与えるのである¹²⁶。

紛争を変質させるような申立ての変更は許されないという原則が、判例上、現れたのは、常設国際司法裁判所のベルギー商事会社事件においてである。本件において、原告ベルギーは、その請求訴状および申述書において「仲裁判決の履行拒否による国際義務違反の確認および損害賠償」を求めていた。しかし、被告ギリシアが、答弁書において仲裁裁判判決の既判力を認め、財政困難による不可抗力を理由とした抗弁をなしたため、ベルギーの最終申立ては、上記請求に代えて、「仲裁判決の確定性および拘束性の確認」へと大幅に変更されたのであった。こうした事態に対し、裁判所は、以下のように述べて、「紛争の変質禁止」原則を定式化したのである。

「口頭手続が終了するときまで、申立てを修正することができるという当事者の自由は、合理的に、かつ請求訴状に紛争主題を示すべき旨定める裁判所規程40条および規則32条2項を害しないように解釈されなければならない。裁判所は、これまでこの自由の限界を決定する機会を持たなかつたが、請求訴状によって付託された紛争が、申立ての変更によって、性質の異なる別の紛争に変質されることを原則として認めることはできない」¹²⁷。

ただし、本件における変更は、裁判所により却下されたわけではない。この点、裁判所は、「本件の特殊な事情、特にギリシア政府（被告国）の代理人から異議がなかったということによって、広い見解をとり、この訴訟を不正規なものと見ないのが適当である。」¹²⁸と判示した。つまり、本件での変更が却下されなかつたのは、要件が充足されていた（紛争の変質がなかつた）からではなく、あくまで被告による異議の欠如という事由による¹²⁹。この判断からは、（黙示も含む）被告の同意が存在する場合、この要件の充足を不要と解する余地があるといえる¹³⁰。確かに、同要件を被告保護を主眼とする要件と見るならば、被告の同意の存在により、「不意打ち」はそもそも問題にならず、管轄権に関しても応訴管轄の法理 (*forum prorogatum*) により正当化されうるであろう。このように同要件が實際には適用されなかつたとはいえ、申立ての変更による紛争の変質が原則的に禁止されていることは本件において明らかにされたのであった。

国際司法裁判所においても、ノルウェー公債事件におけるリード判事の個別意見に上記原則と同様の発想が垣間見られる。本件において、原告フランスは請求訴状にて金約款の存在とそれに基づく支払いを請求として掲げていたが、口頭手続中に原告は同國の最終申立てが①非差別的取り扱い②一方的変更の禁止③金約款に基づく判決、という三請求を含むとの主張をなした。これに対し、被告ノルウェーは、原告の主張はベルギー商事会社事件判決の原則に鑑みて却下される

べきと異議を唱えたのであった。同問題に関しリード判事は、判例上も口頭手続終了時まで当事国が申立てを修正する権利を持つことを認めつつも、同権利は二つの制約に服すると論じた。とりわけ、第二の制約は、「申立ての修正は、裁判所に性質の異なる新たな紛争を提起する原告による試みであってはなら」ず、「書面および口頭手続中において、被告あるいは両当事国によって[請求の]新たな要素が紛争に繰り込まれないならば、修正された申立ては受理されない」というものであり、ここにはベルギー商事会社事件の定式の影響があるものと考えられる¹³¹。ただし、同判事は、本件において紛争の変質は生じていないと判断している¹³²。また、漁業管轄権事件（西ドイツ対アイスランド）におけるウォルドック判事も、西ドイツ漁船に対するアイスランドの干渉行為に起因する損害賠償請求の追加につき、「請求訴状により開始された手続の当事者は、申立ての修正が紛争の主題を変更する効果を持たない限り、申立てを修正する自由を許される。[強調引用者]¹³³との原則を指摘し、本件に関しては、「申立が基礎とする事実は、提訴後に生じており、それゆえ当該請求は事件に新たな要素を導入している。しかし、請求訴状で裁判所に持つてこられた紛争が性質の異なる他の紛争に変化したように思われない。」¹³⁴と述べた。上記二つの個別意見は、ともに紛争の変質が生じていないとしている点に特徴がある。ただし、これらはあくまで個別意見での言及であり、これをもって国際司法裁判所が同要件を受容していると評価するのは早計であるかもしれない。しかも、両件とも裁判所の多数意見はこうした要件に一切ふれておらず、ノルウェー公債事件を留保の適用により管轄権段階で却下し、漁業管轄権事件では「紛争の変質」ではなく、上述したように管轄権の文脈で潜在的請求の理論を適用して処理したのであった。確かに、後者の事件は、「請求の問題と管轄権の問題の垣根がほとんどない事例」¹³⁵でもあり、実際、逮捕令状事件においては漁業管轄権事件が「紛争の変質」の文脈で援用されている¹³⁶。しかし、紛争の変質禁止要件の先例とみなすのは適切ではないと考える。

文言上、多数意見が紛争の変質禁止という要件に言及するにいたったのは、ニカラグア事件である。本件において、原告ニカラグアは、請求訴状では選択条項のみを援用していたが、同条項に対する米国の留保（多数国間条約に関する留保）を考慮して、申述書で1956年友好通商航海条約を管轄権の基礎として追加的に主張した¹³⁷。これに対し被告米国は、当該条約が請求訴状に記載されていなかったことを根拠として原告の追加に異議を唱えたが¹³⁸、裁判所は二つの要件を付しつつ追加された管轄権の基礎を考慮できると判示した¹³⁹。その際に指摘された要件の一つが、ベルギー商事会社事件での定式であり、裁判所は「本件において、これら要件はともに充足されている」とのみ述べて原告ニカラグアによる管轄権の基礎の追加を認容したのであった¹⁴⁰。

しかし、本件における同要件の援用が妥当であるかは疑問なしとしない。なぜなら、本件は管轄権の基礎を追加した事例であり、紛争の変質禁止という実体的要件が管轄権の基礎のみを追加する場合には機能しないように思われるからである¹⁴¹。確かに、「管轄権の基礎が異なる請求」を「同じ紛争ではない」と解することは理論上可能であろうが¹⁴²、それは必ずしも性質の異なる別の紛争であるということを意味するわけではない。紛争の性質が異なるかどうかの判断は請求事項の内実と関連する問題であり、理論上、新請求が紛争の変質を引き起こすならば、管轄権の基礎の追加に関係なく許されないであろうし、変質を引き起こさないならば、管轄権の基礎の追加は紛争の変質とは別個の問題として評価されうる。したがって、「紛争の変質禁止」要件は「新請求（内容）」にのみかかりうると解すべきであろう。事実、本件において、条約に基づく請求の受理可能性は、「条約と請求との合理的関連性」つまりは条約により管轄権が設定されうる事項と原請求との関係を検討するという観点からのみ検討されており¹⁴³、「原請求が条約の設定する管轄権の範囲内かどうか」という管轄権の問題に収斂されている。ここでは、1956年条約が設定する管轄権の範囲内に原請求が減縮されるとはいえない¹⁴⁴、新請求は存在せず、紛争の変質が

生じる余地はない。

結局、国際司法裁判所における「紛争の変質禁止」要件の実質的適用は、ナウル磷鉱事件が初めてであったといえる。本件において、原告ナウルは、本案の申述書中で、イギリス磷鉱業コミッショナーの海外資産のうち、オーストラリアへの割当分について法的権限があるとの請求を追加的に提示した¹⁴⁵。これに対し、被告オーストラリアは、上記請求は申述書で新たに提示されたものであり、（信託統治協定の不遵守および磷鉱地の修復に関する）原請求との連結も存在せず、紛争を変質させる請求でもあるから受理され得ないと主張した¹⁴⁶。この問題に関し、裁判所は、まず上述したように当該請求が原請求に潜在するものとはみなし得ないと判示した上で¹⁴⁷、「さらに」として以下のように述べた。

「もしこのような紛争の本案につき審理しなければならぬとすれば、裁判所が最終的に判決を下すことになる紛争の主題は、請求訴状で最初に付託された紛争の主題とは必然的に異なるものとなると信ずる。磷鉱業コミッショナーの海外資産の紛争を解決するためには、裁判所は原請求とは無関係と思われる一連の問題、例えば資産全体の正確な構成やその起源といった問題を検討しなければならず、またこの種の問題の解決のためには、コミッショナーが行った活動 — それは1967年7月1日（ナウルが実際に採鉱上の権益を享受した期日）以降の時間的なものだけではなく、ナウル以外の場所（オーシャン島とクリスマス島）での活動、および磷鉱石採掘以外の活動分野（海上運送） — についての検討を要することになる」¹⁴⁸。

そして、裁判所は、当該請求を受理すれば「紛争主題」が変更されたものになるため、受理し得ないと判示したのであった¹⁴⁹。上記判断において、抽象的に紛争の変質が論じられるのではなく、裁判所は、具体的に新請求の基礎となる事実が原請求の基礎となる事実と無関係であることを挙げて、「紛争主題」の変質と認定している。この推論から、紛争主題があくまで「事実」次元の問題として把握されていることは明らかであろう。また、本件における管轄権の基礎は選択条項であったため、管轄権上での事項的制約は全くなかったと考えられる。したがって、本件は、管轄権の問題から分離された形で紛争の変質禁止要件が適用され、新請求が却下された事例であると評価できる。

以上より、判例上、紛争ないし紛争主題を変質させるような新請求は受理不能であることは国際司法裁判所において確立しているといえる¹⁵⁰。そして、このことは、申立ての変更につき、権利主張とは異なる、「紛争主題」という事実要素が規律基準とされていることを意味しているのである¹⁵¹。

（三）小 括

訴えの変更が如何なる範囲で許容されるべきかの考慮に関連する判断要因は、原告の利害、被告の利害、裁判所の客観的利害を保護するという三方面に見いだされるべきであるが、これら三者の要請の間には緊張関係が見られる。

まず、変更に肯定的な要因としては、訴訟開始当初における請求構成の問題が挙げられよう。訴訟の開始の当初から適切な請求を定立することは常に容易なわけではなく、手続を開始しておき、事案の解明が裁判所の関与を受けながらいくらく進んでから原告の求めるべき救済に最もよく適合した内容を持つ請求が提出されてよいという仕組みの方が原告にとっては望ましい。それだけではなく、手続進行中の法律状態の変化に対応して請求を修正する必要の生じることもあり得る。これらは、司法的処理の実効性を事実上向上させると考えられ、主に原告の利益に適う考

慮であるとともに、裁判所の利益にも関係しうるものといえる。

他方、変更に否定的な要因としては、本文で挙げた要件である「防御権の保障」と「紛争（主題）の変質禁止」とがある。前者は、不意打ちにより被告の利益が侵害されることができないようにとの考慮が強く働いていると考えられ、原則として意見陳述の機会が保障されれば足りる。つまり、主張のなされる時機こそが問題であり、主張内容とは無関係に（請求事項の追加のみならず、管轄権の基礎の追加においても）考慮される要因である。また、後者の考慮要因も、請求訴状中の「請求」とは異なる請求（新請求）のみを対象とし、不意打ち防止に関わりうるという点で被告の利益保護にも資するといえる¹⁵²。ただし、同要因は裁判所の利益にも関係している。なぜなら、紛争（主題）を変質させる請求は、裁判所に原請求とは無関係な問題の検討を強いるのであり、それは従来の訴訟資料を当該新請求の審理に利用することができないという言う意味において「よき司法運営」を害するからである。この点に「紛争ないし紛争主題の不变性」という訴訟の形式主義的要素の価値が見いだされよう。

以上から、国際司法裁判所は、原則として申立ての変更を許容する制度を採用しつつ、如何なる変更に対しても意見陳述の機会を保障すると同時に、新たな請求内容の提示を伴う変更については、事実要素（紛争）の検討にまで遡ることで上記諸考慮要因の調整を図っていると評せる。

おわりに

請求（*petitum*）は、口頭手続終了時まで、つまり「最終申立て」まで、確定しない。換言すれば、最終申立てまでは、裁判所の判決事項を法的に拘束することはない。国際司法裁判所においては、訴訟の冒頭（請求訴状提出時）から請求が固定されているわけではなく、それは原告による一連の申立てによって漸次明確化・具体化されることになる。そして、そうした明確化・具体化の過程を規律する権限は裁判所に属しており、如何なる内容（管轄権の基礎および請求事項）の追加的変更についても最終的認定権は裁判所が持つと考えられる。

ただし、裁判所による当該認定は、まず、請求訴状における「請求」に影響を受けうる。確かに「請求」は、訴訟法上、その不特定が必ずしも提訴の有効性に關係するものではない。しかし、その機能は後の手続における請求を規律しうる点に見いだされるのであり、申立ての変更に起因する請求が、請求訴状における「請求」から「默示的に」（プレアビヘア寺院事件）ないし「直接に」（漁業管轄権事件）引き出されうる場合には請求事項の拡張は存在しないとみなされる。ここに請求事項を規律する際の一基準として「請求」が作用していると考えられる。ただし、ここで「請求」は、受理を認容する際の基準を提供するにすぎず、不受理の基準としては機能しない点には注意を要する。つまり、請求訴状中の「請求」に一致しないことをもって不受理とはされないのである。

こうした新請求の不受理に際しては、判例上、防御権の保障と紛争の変質禁止という二要件により規律されてきたといえる。前者は、その性質上、請求内容には関知しない要件であり、その対象が新請求に限定されない射程を持つのに対し、後者は、「新請求」の追加的変更のみを規律する要件であると考えられる。そして、ここにこそ、紛争主題が請求の画定に一定程度関与していることを見いだせよう。つまり、紛争主題が申立ての変動範囲を画する“枠”として捉えられるのである¹⁵³。これは、日本民事訴訟法にいう「請求の基礎」概念に類似した機能を果たしているように思われる¹⁵⁴。さらに、紛争主題は、不受理とする際の基準としての考慮（紛争の変質禁止）のみならず、上記で「請求」が担うとした機能領域（潜在的請求）においても、「請求訴状の主題」に包含される形で考慮される傾向もあり、紛争主題が請求の変動に与える影響は大きい。

しかし、理論上、紛争主題は、権利主張として把握される請求のような法的概念ではなく、事実としての「係争状態」である。したがって、国際司法裁判所は請求の画定につき、当事国の権利主張よりも、紛争事実を重視した柔軟な制度を採用していると結論づけられる¹⁵⁵。つまり、同裁判所では、紛争主題という事実の提示により訴訟が開始され、訴訟進行中の請求変動も裁判所が解釈・認定する紛争主題により規律されるのである。このことは、まさに訴訟の形式主義性（不变性原則）と国際紛争の複雑性の妥協点であり¹⁵⁶、国際訴訟手続の柔軟性を根拠づけるものと考えられる。

[注]

- 1 民事訴訟法第百三十三条第二項。中野貞一郎、松浦馨、鈴木正裕編『民事訴訟法講義[第三版]』(1995)、136-137頁。
- 2 中野他編『前掲書』48頁。
- 3 中野他編『前掲書』49頁。
- 4 請求が特定されていない場合（つまり民事訴訟法第百三十三条第二項違反の場合）、裁判所長は、原告に訴状の補正を命じなければならず（同法第百三十七条第一項），原告が不備を補正しないときは、訴状を却下しなければならない（同法同条第二項）。
- 5 ちなみに、「紛争主題」は付属文書で提示してもよい。Voir G. Guyomar, Commentaire du règlement de la Cour internationale de justice adopté le 14 avril 1978: Interprétation et pratique, (1983), at 233.
- 6 Voir Affaire del'Interhandel, Arrêt du 21 mars 1959, CIJ Rec. 1959, (M. Basdevant, Declaration), 30-31.
- 7 ドゥビソンやギヨマールは、両者は異なるとだけ指摘している。Voir M. Dubbisson, La Cour internationale de justice, (1964), at 210; G. Guyomar, *supra* note 5, at 236.
- 8 Voir M. Scerni, La procédure de la Cour permanente de justice internationale, RdC 1938-III, 624.
- 9 O. Aslaoui, Les conclusions et leurs modifications en procédure judiciaire internationale, (1963), at 34-36, 98.
- 10 O. Aslaoui, *id.*, 31.
- 11 O. Aslaoui, *id.*, 98.
- 12 G. Abi-saab, Les exceptions préliminaires dans la procédure de la cour internationale, (1967), at 49, *esp.* note 1.
- 13 なお、請求の法的性質決定は、裁判所の職責である。Voir Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité), (fond), CPJI Sér. A, No. 17, at 25-29. したがって、請求の特定に際して原告国が権利などの性質を法的述語をもって表現することは決定的ではない。このことを、ブラウンリーは、「請求訴状における法的範疇の選択やその特定は、裁判所の正式な取り扱いを受けない事項である」と述べ(I. Brownlie, *Causes of Actions in the Law of Nations*, 50 BYIL (1979), at 37), ドゥビソンも「訴訟当事国による法性決定は、裁判所に必ずしも採用されるわけではない」と指摘する(M. Dubbisson, *supra* note 7, at 216)。
- 14 Affaire du pêcheries, Arrêt du 18 décembre 1951, CIJ Rec. 1951, at 126.
- 15 J. Basdevant, *Quelques mots sur les "conclusions" en procédure internationale*, in Scritti di diritto internazionale in onore di Tomaso Perassi, (1957), at 175.

- 16 O. Aslaoui, *supra* note 9, at 98.
- 17 *Voir* J. Basdevant, *supra* note 15, at 178-179; S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court 1920-1996* (3rd Ed., 1997), (hereinafter cited as S. Rosenne, law and practice 3rd Ed.), 1266.
- 18 *See* S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1270.
- 19 Certains intérêts allemands en houte-silésie polonaise, fond, le 25 mai 1926, CPJI Sér. A, No. 7, at 34-35.
- 20 *See* S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1270. *See also* Affaire Haya de la Torre, Arrêt du 13 juin 1951, CIJ Rec. 1951, at 78-79.
- 21 *See* S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1271. なお、同様の理由により、否定形の申立ても、「申立て」として不十分であるとされる。 *See also* Ambatielos case (merits: obligation to arbitrate), Judgment of May 19th, 1953, ICJ Rep. 1953, at 16.
- 22 抽象的な問題（請求）についても、申立てとしての適格性が疑問視されうる（杉原高嶺『国際司法裁判制度』（1997年）212頁）が、「紛争」と関連している限り受理されうる。 *See* I. Shishata, *The power of the International Court to determine its own jurisdiction*, (1964), at 216-291, esp. 218; 玉田大「国際裁判における宣言的判決（二）・完」『法学論叢（京都大学）』第153巻3号（2003年）74-76頁。
- 23 *Voir* O. Aslaoui, *supra* note 9, at 98-99.
- 24 A. H. Feller, *Conclusions of the Parties in the Procedure of the Permanent Court of International Justice*, 25 AJIL (1931), at 492. なお、31年規則35条も参照。
- 25 S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1267.
- 26 *See* PCIJ Ser. D 2, at 200. *Voir aussi* O. Aslaoui, *supra* note 9, at 99.
- 27 *Voir* O. Aslaoui, *supra* note 9, at 22-23.
- 28 Cf. seizing = 提訴。 *See* G. Fitrezmaurice, *The Law and Procedure of the International Court of Justice*, (1986), at 440, esp. note 2.
- 29 *See* H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, part nine*, 69 BYIL (1998), at 10-12. なお、裁判所は、ノッテボーム事件において、「請求訴状の提出は、義務的管轄条項が請求訴状中の請求に関してその効果を現すために要求される条件である。」と述べている。 *Voir* Affaire Nottebohm (exception préliminaire), Arrêt du 18 novembre 1953, CIJ Rec. 1953, at 123.
- 30 O. Aslaoui, *supra* note 9, at 23-26, 30.
- 31 G. Abi-saab, *supra* note 12, at 95, esp. note 21.
- 32 *Voir* C. de Visscher, *Aspects récents du droit procédural de la Cour internationale de justice*, (1966), at 171-172; G. Guyomar, *supra* note 5, at 235.
- 33 *Voir* M. Scerni, *supra* note 8, at 623; H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, Part twelve*, 72 BYIL (2001), at 63; S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1222-1223. こうした実行として、書記局段階で「請求訴状」の形式的有効性が判断された、1994年にユーゴスラビアがNATO加盟国に対して提起しようとした事例のみが引用されている。
- 34 セルニは、請求の特定を「義務」と構成する。 *Voir* M. Scerni, *supra* note 8, at 624-626. なお、杉原も請求内容は義務的記載事項であるとする。杉原『前掲書』194頁。
- 35 *See* PCIJ Ser. D, No. 2, 3rd add., 156; G. Guyomar, *supra* note 5, at 235; S. Rosenne,

- law and practice 3rd Ed., 1082.
- 36 Voir G. Guyomar, *supra* note 5, at 236.
- 37 Case concerning the Northern Cameroon (Cameroon v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment of 2 December 1963, ICJ Rep. 1963, at 28.
- 38 See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1236-1237, esp. note 91; S. Rosenne, The World Court: What it is and how it works, (5th Ed., 1995), at 116.
- 39 G. Guyomar, *supra* note 5, at 238-239.
- 40 V. Coussirat-costere et P.M. Eisemann, *La procédure devant la juridiction internationales permanentes*, in *La juridiction internationale permanente*, (1987), at 136.
- 41 Actions armées frontalières et transfrontalières (Nicaragua c. Honduras), compétence et recevabilité, arrêt, CIJ Rec. 1988, at 92, para. 56.
- 42 Certaines terres à phosphates à Nauru (Nauru c. Australie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1992, at 266-267, para. 69.
- 43 G. Abi-saab, *supra* note 12, at 102.
- 44 C. de Visscher, *supra* note 32, at 174.
- 45 S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1068.
- 46 S. Rosenne, *id.*, 1067.
- 47 Phosphates du Maroc, exceptions préliminaires, arrêt, 14 juin 1938, CPJI Sér. A/B, No. 74, at 16.
- 48 *Id.*, 21.
- 49 Voir G. Abi-saab, *supra* note 12, at 103-104.
- 50 South West Africa case (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa), Preliminary Objections, Judgment of 21 December 1962, ICJ Rep. 1962, at 344; Actions armées frontalières et transfrontalières (Nicaragua c. Honduras), compétence et recevabilité, arrêt, CIJ Rec. 1988, at 95, para. 66; Questions of Interpretation and Application of the 1971 montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Rep. 1998, at 26, para. 44; Questions d'interprétation et d'application de la convention de Montréal de 1971 résultant de l'incident aérien de Lockerbie (Jamahiriya arabe libyenne c. Etats-Unis d'Amérique), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1998, at 130, para 43.
- 51 Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1998, at 318, para. 99. ちなみに、裁判所は、ロッカビー事件のみに言及している。
- 52 Affaire des Concessions Mavromatis en Palestine, CPJI Sér. A, No.2, at 34.
- 53 Affaire relative à certains intérêts allemands en haute-silésie polonaise, (compétence), CPJI Sér. A, No.6, at 14.
- 54 Voir G. Abi-saab, *supra* note 12, at 104-105.
- 55 Voir G. Abi-saab, *id.*, 104. なお、裁判所による証明ないし文書の再提出要請は、規程49条により基礎付けられると考える。
- 56 Case concerning the Northern Cameroon (Cameroon v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment of 2 December 1963, ICJ Rep. 1963, at 28.
- 57 Actions armées frontalières et transfrontalières (Nicaragua c. Honduras), compétence et

- recevabilité, arrêt, CIJ Rec. 1988, at 92, para. 55-56.
- 58 G. Abi-saab, *supra* note 12, at 103.
- 59 ちなみに、財産事件の先決的抗弁において被告ドイツは、原告リヒテンシュタインの請求訴状の「請求」は内容が不明確であり、かつ申述書によっても具体化されておらず、規程40条1項および規則38条2項の要件を満たさないため受理不能である（第4抗弁），と主張した。See Preliminary Objections of Federal Republic of Germany, at 68-70, paras. 115-117. 確かに裁判所は、ドイツの第2抗弁（時間的管轄権の欠如）を認容したため、この点に対して直接の判断は下さなかったが、「リヒテンシュタインの請求（claims）がドイツにより積極的に否認された」ことをもって紛争を認定していることから、上記ドイツの主張を消極に解していると考えられる。Case concerning Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment of 11 February 2005, paras. 25-26 and 53.
- 60 「判決事項」とは、「裁判所が判決すべき事項」（中野他編『前掲書』455頁）であり、「裁判所の判決権限が及ぶ範囲を示す」（青山善充・伊藤眞編『民事訴訟法の争点[第3版]』（1998年）136頁）概念である。
- 61 See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1269.
- 62 Voir C. de Visscher, *supra* note 32, at 59.
- 63 PCIJ Ser. D, No. 2, 3rd add., 74. なお、原文では“申立て”という用語が使われているが、請求訴状に申立ては要求されないため、これは本稿にいう「請求」と同義とみるべきであろう。
- 64 ちなみに、付託合意に基づく場合は、申立てよりも当該付託合意が優越する。Voir Affaire du «Lotus», CPJI Sér. A, No. 10, at 12.
- 65 Affaire des concessions Mavromatis à Jérusalem (réadaptation), (compétence), CPJI Sér. A, No. 11, at 11.
- 66 Case concerning Right of Passage over Indian Territory (Merits), Judgment of 12 April 1960, ICJ Rep. 1960, at 27.
- 67 Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment, ICJ Rep. 1998, at 448, para. 29.
- 68 「訴訟行為」とは、「訴訟手続に固有な法効果をその本来の効果として生ぜしめる意思活動」と定義される。詳細は、中野他編『前掲書』266-269頁を参照。
- 69 O. Aslaoui, *supra* note 9, at 98.
- 70 例えば、仮保全措置指示の判断に際しては、「請求」により、保全されるべき（本案の）権利が同定されると考えられる。Voir Affaire relative a certaines procédures pénals engagées en France (République du Congo c. France), mesures conservatoire, ordonnance du 17 juin 2003, (the text is available at the Court's website: www. icj-cij.org), paras. 22-29, esp. 28.
- 71 Affaire relative à l'administration du price von Pless (exception préliminaire), ordonnance du 4 février 1933, CPJI Sér. A/B, No. 52, at 13-14.
- 72 Certaines terres à phosphates à Nauru (Nauru c. Australie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1992, at 267, para. 70.
- 73 *Id.*, 265, paras 64-65.
- 74 *Id.*, 266, para. 67.
- 75 See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1269.
- 76 *Id.*, (emphasis added).

- 77 Aerial Incident of 3 July 1988 (*Islamic Republic of Iran v. United States of America*), Order of 13 December 1989, ICJ Rep. 1989, at 132.
- 78 *Id.*, 134. なお、同問題につき、学説は否定的に解していた。Voir G. Guyomar, *supra* note 5, at 508; S. Rosenne, *Procedure in the International Court: A Commentary on the 1978 Rules of the International Court of Justice*, (1983), at 163.
- 79 G. Abi-saab, *supra* note 12, at 214.
- 80 シャハブディーン判事は、申述書を通じて請求訴状を補完する原告の権限にも言及し、被告の権限にのみ言及する裁判所はバランスを欠いていると指摘する。Aerial Incident of 3 July 1988 (*Islamic Republic of Iran v. United States of America*), Order of 13 December 1989, ICJ Rep. 1989, at 159 (Judge Shahabudeen, Separate Opinion).
- 81 See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1266
- 82 See S. Rosenne, *id.*, 1266; C. de Visscher, *supra* note 32, at 61; O. Asloui, *supra* note 9, at 123; 杉原『前掲書』214頁。
- 83 See H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, part ten*, 70 BYIL, (1999), at 28.
- 84 アスラウイは、同原則は、訴訟手続に内在すると指摘する。Voir O. Aslaoui, *supra* note 9, at 56.
- 85 See I. Brownlie, *supra* note 13, at 38.
- 86 提訴段階での請求の明示・特定が必要とされる国内（日本）法においても、原告が訴訟係属中に請求の趣旨または請求原因を変更し、同一被告に対する審判（判決）事項の同一性の範囲に変更を加えることが認められており（中野他編『前掲書』557頁）、「訴えの変更」と呼ばれている。
- 87 なお、「交換的変更」を独自の態様と見る向きもあるが、これは「撤回+追加」との理解が妥当であろう。日本法につき、最判昭32・2・28、民集11-2-327、三ヶ月章『民事訴訟法（法律学全集）』140頁。後述するベルギー商事会社事件の対応からも、この見方が妥当であると考える。
- 88 杉原『前掲書』214頁。
- 89 申立ての撤回に関する事例は、以下の三件である。
- ホルジョウ工場事件（賠償請求）（本案）*Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (fond), CPJI Sér. A, No. 17, at 14-15.
被告ポーランドは、再抗弁書における宣言により、申立ての一つを撤回した。これに対し、原告ドイツは撤回権を争った。裁判所は、この修正（撤回）は、書面手続進行中になされ、申立ての一部「放棄（abandonment）」の形式を採ったことを指摘して、同撤回を容認したのであった。
- ベルギー商事会社事件 Société commerciale de Belgique, CPJI Sér. A/B, No. 78.
原告ベルギーは、①ギリシアが仲裁判決の履行を拒絶して国際義務に違反したという主張、および②仲裁判決で定められた金額を損害賠償金と共に支払うようにとの請求、を請求訴状（161頁）および申述書（162頁）で掲げていたが、口頭弁論終結時の最終申立てには、上記二請求は存在しなかった（164頁）。裁判所は、これら請求は撤回されたとし、上記二点に対するギリシアの申立ても、「放棄」されたものとみなした（173頁）。なお、撤回に対し、被告（ギリシア）の異議もなかった（173頁）。

漁業管轄権事件(英国対アイスランド) *Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland)*, Merits, Judgment, ICJ Rep. 1974, at 7, para. 12.

原告イギリスは、裁判進行中に訴外で被告と締結した暫定協定を考慮して、その最終申立てにおいて、損害賠償に関する請求を撤回した。本件において、被告は欠席しており、異議を提示し得なかった。

90 訴えの取下げが明示になされることを要するように(規則88条および89条参照), 申立ての撤回も明示になされねばならない。したがって、以前なした申立てを再提示しなかったことは、「放棄」とは区別される。*See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1271, esp. note 56.* なお、訴えの取下げの詳細に関しては、拙稿「国際司法裁判所における訴えの取下げー和解との関連でー」『神戸法学雑誌』第49巻4号(2000年)167-212頁を参照。

91 杉原『前掲書』128-130頁

92 Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (*Nicaragua v. United States of America*), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Rep. 1984, at 426-427, para. 80. 裁判所は、①援用の意思(ノルウェー公債事件)と②紛争の変質禁止(ベルギー商事会社事件)の二要件が充足されれば、当該追加的基礎を考慮に入れることができるとしたが、②の援用妥当性については疑問が残る。詳細は後述。

93 ニカラグア事件以降、ELSI事件を除く全事件の請求訴状に挿入されている。*See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1237.*

94 Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the crime of Genocide (*Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia (Serbia and Montenegro)*), Order of 13 September 1993, ICJ Rep. 1993, at 338, para. 28. なお、ロゼンヌは、被告保護の観点から、同アプローチの不安定さを批判する。*See S. Rosenne, law and practice 3rd Ed. 1238.*

95 最終申立てでは、そうした追加的基礎では管轄権がない旨の宣言を求めていた。*Voir Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide, exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1996, at 618, para. 36.*

96 *Id.*, 628-621, paras. 37-41.

97 なお、管轄権の基礎の追加に関して、仮保全措置段階(「*prima facie* 管轄権」との関係)における裁判所の認定は岐れている。上述したジェノサイド条約適用事件(第二申請)では、手続上は許容し、各文書の内容を判断して管轄権を否定した。*Case concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia (Serbia and Montenegro)), Order of 13 September 1993, ICJ Rep. 1993, at 339-342, paras. 29-36.*

しかし、武力行使の合法性事件(その内、ユーゴスラビア対ベルギーおよびユーゴスラビア対オランダの二件)においては、口頭弁論第二ラウンドで管轄権の基礎が追加され、裁判所は、これを手続上の要請(手続的公正の原則、よき司法運営)から却下した。*Voir Liceité de l'emploi de la force (Yugoslavie c. Belgique), mesures conservatoires, ordonnance du 2 juin 1999, CIJ Rec. 1999, at 139, para. 44; Liceité de l'emploi de la force (Yugoslavie c. Pays-Bas), mesures conservatoires, ordonnance du 2 juin 1999, CIJ Rec. 1999, at 556-557, para. 44.*

他方、逮捕令状事件においては、請求訴状において管轄権の基礎は全く特定されておらず、口頭弁論第二ラウンドにおいて選択条項受託宣言を援用したのに対し、裁判所は「被告側の

予期」を前提に *prima facie* 管轄権を認定したのである。See *Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo c. Belgique)*, mesures conservatoires, ordonnance du 8 décembre 2000, CIJ Rec. 2000, at 199-200, para. 63.

仮保全措置段階での管轄権判断は、仮保全措置の機能を如何に理解するかにも関わる問題であり、詳細な検討は本稿の射程を超える。ここでは、さしあたり、仮保全措置段階における管轄権の基礎の追加に対する裁判所の認定は必ずしも一貫性を有しているわけではなく、明確な認定基準の抽出が困難であることだけ指摘しておく。

98 *Affaire relative à certains intérêts allemands en haute-silésie polonaise*, (fond), CPJI Sér. A, No.7, at 45.

99 *Certaines terres à phosphates à Nauru* (Nauru c. Australie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1992, at 265-266, paras. 65-67.

100 *Id.*, 266, para. 67.

101 Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand), Merits, Judgment of 15 June 1962, ICJ Rep. 1962, at 6.

102 *Id.*, 9.

103 *Id.*, 10-11.

104 *Id.*, 14.

105 *Id.*, 36.

106 *Id.*, 37.

107 ただし、田中判事とモレリ判事の共同宣言は、①時機を失しており、②紛争主題も異なるとして、多数意見とは異なる理論構成を採った。See *id.*, 37-38.

108 「原請求の拡張」の場合、主張された段階で受理不能とされる。See *id.*, 36.

109 Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland), Merits, Judgment, ICJ Rep. 1974, at 203, para. 72. なお、ウォルドック判事もその個別意見において、「請求訴状中の第一申立て〔漁業水域の一方的拡張は国際法の基礎を欠き、西ドイツに対抗できないことの確認と宣言〕の主題をなす事項から直接に生じている。」と指摘している。See *id.*, 232 (Judge Walcock, Separate Opinion).

110 LaGrand case (Germany v. United States of America), Merits, Judgment of 27 June 2001, ICJ Rep. 2001, at 483-484, para. 45.

111 *Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo c. Belgique)*, Arrêt du 14 février 2002, (the text is available on the Court's website: www. icj-cij.org), para. 36.

112 判例において、「訴訟遅延の防止」は追加的変更の要件とは考えられていないようである。ただし、理論上、「健全な（良き）司法運営」概念に包含することで要件化することは不可能ではないであろう。また、「紛争の変質禁止」という実体的要件が、管轄権の基礎の追加的変更についても課されうるかどうかについては、疑問が残る（後述（2）参照）。

113 例外的事例として、インターハンデル事件とヤンマイエン事件がある。前者の事件では、原告の追加的請求（インターハンデル財産の非敵国人性ならびに被告による同財産返還の拒否がワシントン協定および一般国際法上の義務に違反することの宣言）を「単なる修正ではない。本案に關わる新請求」であると判断し、先決的抗弁段階の手続に特殊な理由（本案手続が停止されている。1945年規則62条3項参照）で却下した。（*Voir Affaire de l'Interhandel, Arrêt du 21 mars 1959*, CIJ Rec. 1959, at 20.）

他方、後者の事件では、原告が口頭手続中に具体的線引きを求める追加的代替的申立を行

っていたことに対し、裁判所は両当事国の請求を棄却した後、「当事国に具体的な線引きを委ねることは紛争を決着させるという裁判所の責務を果たすことにならないと考える」と述べて、自ら境界を画定する作業に進んだのであった。(See *Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen*, Judgment, ICJ Rep. 1993, at 78, para. 89.)

114 そのため、当事国は書面手続においてなされるべき申立てを、口頭手続に持ち越すことも許されない。Voir *Affaire relative à la juridiction territoriale de la Commission internationale de l'Oder*, CPJI Sér. A, No. 23, at 45. See also S. Rosenne, law and practice 3rd Ed., 1268.

115 *Affaire relative à la denonciation du Traité sino-belge du 2 novembre 1865*, CPJI Sér. A, No. 8, at 10.

116 *Affaire des concessions Mavrommatis à Jérusalem (réadaptation)*, (compétence), CPJI Sér. A, No. 11, at 11. (emphasis added)

117 請求事項の追加の観点からは「訴外での相殺禁止」に関する請求が重要であろう (*Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (compétence), CPJI Sér. A, No. 9, at 19; *Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (fond), CPJI Sér. A, No. 17, at 10-11)。なお、ドイツの修正に対し、ポーランドから正式な異議はなかった (*Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (fond), CPJI Sér. A, No. 17, at 13)。

118 *Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (compétence), CPJI Sér. A, No. 9, at 18. なお、同判決は、ロカルノ仲裁裁判条約の援用がかなり遅い段階でなされたことを同条約の追加的主張を却下した一要因とみているようでもあり、本稿に言う手続的要件が管轄権の基礎の追加にも適用されうることを示唆しているように思われる。Voir *id.*, 19.

119 *Affaire relative à l'usine de chorzów (demande en indemnité)*, (fond), CPJI Sér. A, No. 17, at 7. (emphasis added.)

120 O. Aslaoui, *supra* note 9, at 106.

121 杉原『前掲書』216頁。

122 この点につき、「紛争の変質禁止」要件の一要素として、防御権の保障を位置づける判例がある。Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo c. Belgique), Arrêt du 14 février 2002, (the text is available on the Court's website: www.icj-cij.org), para. 36. 「裁判所は、被告の防御準備に影響を与え、あるいは健全な司法運営の要求を害するような方法で紛争が変質したという主張を被告ベルギーは維持できない、と考える。」

123 武力行使の合法性に関する事件（ユーゴスラビア対ベルギーおよびユーゴスラビア対オランダ）において、「手続的公正の原則」が言及されたことはあり、同原則は「防御権の保障」を意味しているようにも思われる。Voir Liceité de l'emploi de la force (Yugoslavie c. Belgique), mesures conservatoires, ordonnance du 2 juin 1999, CIJ Rec. 1999, at 139, para. 44; Liceité de l'emploi de la force (Yugoslavie c. Pays-Bas), mesures conservatoires, ordonnance du 2 juin 1999, CIJ Rec. 1999, at 556-557, para. 44. しかし、同事例は仮保全措置段階であり、その先例としての価値は限定的に考えるべきだろう。なぜならば、追加的基礎が管轄権を確立するかは先決的抗弁段階で再び問題にされる余地があるため、本案との関係では防御権は保障されていると解さざるを得ないからである。

124 ノルウェー公債事件における原告フランスの変更は、口頭手続中になされ同要件が関係しうる事件であったが、裁判所は、ノルウェーによる自己判断留保の援用を認めて管轄権の不

存在を宣言したため、この問題には触れなかった。ちなみに、本件においてリード判事は「はっきりとした変更がある場合、他方当事者は、修正された申立てに意見を述べる公平な機会を持たねばならない」と指摘し、同要件を明確に確認している。Affaire relative à certains emprunts norvégiens, arrêt du 6 juillet 1957, CIJ Rec. 1957, at 80-81 (Judge Read, Dissenting Opinion).

- 125 Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo *c.* Belgique), Arrêt du 14 février 2002, (the text is available on the Court's website: www.icj-cij.org), para. 36.
- 126 *Voir* Société commerciale de Belgique, CPJI Sér. A/B, No. 78, at 173. 杉原『前掲書』215頁も参照。
- 127 Société commerciale de Belgique, CPJI Sér. A/B, No. 78, at 173.
- 128 *Id.* なお、判決主文において裁判所は、ベルギーの申立て（A）とギリシアの申立て（3）を承認し、当事国間の合意を認めて、仲裁裁判判決の確定性および拘束性を確認した。*Voir id.*, 178.
- 129 横田喜三郎は、「他方当事国から異議があれば、本件における申立の変更は許されなかった」と述べ、本件の変更が紛争の変質禁止要件を充足していなかったと指摘する。横田喜三郎『国際判例研究II』（1970年）227頁。
- 130 なお、上部シレジアのドイツ人の利益に関する事件（本案）において、「合意（accord, agreement）」が存在する場合、新たな申立てに関する受理可能性の問題は生じない、と指摘されている。Affaire relative à certains intérêts allemands en haute-silésie polonaise, (fond), CPJI Sér. A, No.7, at 45.
- 131 Affaire relative à certains emprunts norvégiens, arrêt du 6 juillet 1957, CIJ Rec. 1957, (Judge Read, Dissenting Opinion), 80-81.
- 132 *Id.* なお、「紛争の拡大」は、被告にも責任があるため、被告が同事由を援用できないとも指摘されている。
- 133 Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany *v.* Iceland), Merits, Judgment, ICJ Rep. 1974, at 231 (Judge Waldock, Separate Opinion).
- 134 *Id.*, 232.
- 135 H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, part ten*, 70 BYIL, (1999), at 23.
- 136 Mandat d'arrêt du 11 avril 2000 (République démocratique du Congo *c.* Belgique), Arrêt du 14 février 2002, (the text is available on the Court's website: www.icj-cij.org), para. 36.
- 137 Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua *v.* United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Rep. 1984, at 426, para. 77.
- 138 *Id.*, 426, para. 78.
- 139 *Id.*, 427, para. 80.
- 140 *Id.*
- 141 See H. Thirlway, *The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989, part twelve*, 72 BYIL, (2001), at 65.
- 142 See H. Thirlway, *id.*, at 64, esp. note 98.
- 143 Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua *v.* United States

- of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, ICJ Rep. 1984, at 427, para. 81.
- 144 *Id.*, 429, para. 82. See also ICJ Pleadings, Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Vol. I, 432, para. 267, D.
- 145 Certaines terres à phosphates à Nauru (Nauru c. Australie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Rec. 1992, at 244, para. 5.
- 146 *Id.*, 265, para. 63.
- 147 *Id.*, 265-266, paras. 65-67.
- 148 *Id.*, 266, para. 68.
- 149 *Id.*, 267, para. 70.
- 150 See also Fisheries Jurisdiction (Spain v. Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment, ICJ Rep. 1998, at 448, para. 29.
- 151 なお、「紛争（主題）」自体の変更は、原則として別訴よるべきものと考えるが、場合によっては請求訴状の修正によることも手続上不可能ではない。カメルーン対ナイジェリア事件において、原告カメルーンは、紛争主題を拡大（具体的には、係争地域を追加）するために「追加的請求訴状」を提出し、それを原請求訴状と併合するよう求めた。これに対し裁判所は、被告ナイジェリアの異議がなかったこともあり、同手続を認めたのである。Voir Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria, ordonnance du 16 juin 1994, CIJ Rec. 1994, at 106.
- 152 被告保護を主眼とする要件と解せば、被告の同意がある場合、同要件の充足を必要としないと考えられる。上述、ベルギー商事会社事件参照。
- 153 Voir O. Asloui, *supra* note 9, at 58
- 154 「請求の基礎」概念については、中野他編『前掲書』561頁を参照。
- 155 この点を、アスラウイは、「事実が法を生む *ex facto jus oritur*」と表現している。Voir O. Aslaoui, *supra* note 9, at 64.
- 156 Voir O. Aslaoui, *supra* note 9, at 122; ICJ, the international court of justice, (4th Ed., 1996), at 50.

(付記) 本稿は、平成15年度・16年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。